

宝塚市障害福祉計画（第4期計画）の概要

■ 障害福祉計画とは

- ・『宝塚市障害福祉計画（第4期計画）』とは、宝塚市にお住いの障がい者や障がい児に対する障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条の規定に基づき市町村が定める計画です（本文3ページ）。
- ・この計画は、国の「基本指針」に即し、「第5次宝塚市総合計画」、「宝塚市第4次障がい者施策長期推進計画」「宝塚市地域福祉計画（第2期）」「宝塚市次世代育成支援行動計画たからっ子「育み」プラン（宝塚市子ども・子育て支援事業計画）」など、障がい者等の福祉に係る宝塚市の計画と調和が保たれた計画とします（本文3ページ）。

※ 国の「基本指針」は、次の①～③を計画作成にあたり、配慮する事項としています（本文4ページ）。

- ① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

- ・この計画の計画期間は、国の「基本指針」に基づき、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの3年間とします。なお、各年度において、成果目標である地域生活への移行、一般就労への移行、地域生活支援拠点等の整備や活動指標であるサービス見込量の達成状況について点検・評価（中間評価）することとします（本文10ページ）。

■ 計画の基本的理念

「障がいのある人が、安心して、自分らしく暮らせるまちづくり」

～障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、支え合い、安心して暮らせる地域社会（共生社会）の実現をめざして～

- ・この計画の基本的理念は、障害者総合支援法が「人格と個性の尊重」や「安心」、「地域社会」をキーワードとしていること等を反映しています（本文7ページ）。

※ 障害者総合支援法は、その目的及び基本理念を、「この法律は、・・・障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的

¹ 国の基本指針の正式名称は、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年6月26日付厚生労働省告示第395号）です。

とする。」(第1条)、「障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、・・・相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、・・・総合的かつ計画的に行わなければならない。」(第1条の2)としています。

- ・この基本的理念は、障がいのある人が地域社会で自立した日常生活や社会生活を営む上で必要な福祉サービスをいかに整備するかの道しるべとなります(本文7ページ)。

■ 計画の基本的な考え方

- ・国の「基本指針」やこの計画の「基本的理念」を踏まえ、次の基本的な考え方に基づき、宝塚市の福祉サービスの計画的な整備を行っていくこととします(本文8ページ)。

① 地域生活を支える福祉サービス・支援の充実

ノーマライゼーション²の理念のもと、障がいのある人が地域社会で自立し、安心して暮らしていくことができるよう、地域生活を支える基本的な福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護等)や地域生活支援事業等の支援を充実させていきます。

② グループホーム等の確保、地域生活の場の充実、及び地域生活支援拠点等の整備

施設入所・入院から地域生活や自立生活への移行を進め、障がいのある人が地域社会の一員として安心して暮らしていくことができるよう、地域における居住の場としてのグループホームを確保し、地域生活の場の充実を図ります。

③ 地域社会で暮らしていくための就労支援の強化

障がいのある人が働くことを通じて社会参加を実現し、地域社会で自立し、安心して暮らしていくことができるよう、その能力や適性に応じた就労支援等の支援を充実させていきます。

④ 相談支援体制の充実

障がいのある人が地域社会で、安心して暮らしていくことができるよう、地域支援体制の構築や相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設けて相談支援体制を充実させていきます。障害福祉サービスなどを利用するに当たり、サービス等利用計画が適切に作成されるよう、体制を確保していきます。

■ 宝塚市における障がいのある人の現状

- ・宝塚市の障がい者手帳の所持者数は、次表のとおり平成18年度から平成25度の間で33.1%の伸びを示しており、総人口の同時期の伸び率4.8%よりも大幅な伸びとなっています。その背景には、高齢人口の増加等の要因が想定されます(本文12ページ)。

² ノーマライゼーションとは、障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとする考え方をいう。ノーマライゼーションの理念は、1950年代のデンマークの知的障がい者の親の会の運動に端を発し、障がいのある人をできる限り通常の人々と同様な生活を送れるようにするという意味で使われ始めたこととされ、今日では、障がいのある人が何%かいる社会が通常の社会であり、障がいのある人が家庭において、又はそれに近い状態で生活することが望ましく、施設自体も地域社会に根ざしたものであるべきであるとされる。

●宝塚市の障がい者手帳所持者数

(単位：人)

年度 区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
総人口	223,156	224,708	225,982	227,516	228,726	229,921	233,967	233,842
身体障害者手帳	6,596	6,738	7,171	7,434	7,812	7,818	8,033	8,302
療育手帳	968	1,038	1,123	1,210	1,282	1,359	1,401	1,463
精神障害者保健福祉手帳	775	850	905	1,012	1,116	1,188	1,269	1,336
合計	8,339	8,626	9,199	9,656	10,210	10,365	10,703	11,101

- ・障害者総合支援法に基づく、障がいのある人の地域生活を支える、基本的な福祉サービスの利用実績については、6ページ以降の「訪問系サービス」などの各表の「第3期の必要な量の実績」を御参照ください(本文34ページ)。
- ・障がいのある人の就職件数は、年度により増減がありますが、実雇用率の全国的な上昇傾向と同様に、ハローワーク西宮が管轄する宝塚市・西宮市・芦屋市でも増加する傾向にあります(本文17ページ)。

●ハローワーク西宮における障がいのある人の就職実績(宝塚市・西宮市・芦屋市)

(単位：人)

年度 項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
新規求職申込件数	463	569	442	539	624	566	591	638	656	309
紹介件数	539	778	716	865	1,239	1,575	1,661	1,559	1,642	683
就職件数	140	146	199	163	176	181	228	267	284	152

注：平成26年度(2014年度)実績は、平成26年4月～8月の実績です。

●ハローワーク西宮における平成22年度・平成25年度就職内訳(宝塚市・西宮市・芦屋市)

(単位：人)

年度	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他	合計
22年度	78	53	47	3	181
25年度	100	88	93	3	284

注 「その他」とは、発達障がい・高次脳機能障がいなどをいいます。

●宝塚市障害者就業・生活支援センターにおける障がいのある人の就職実績

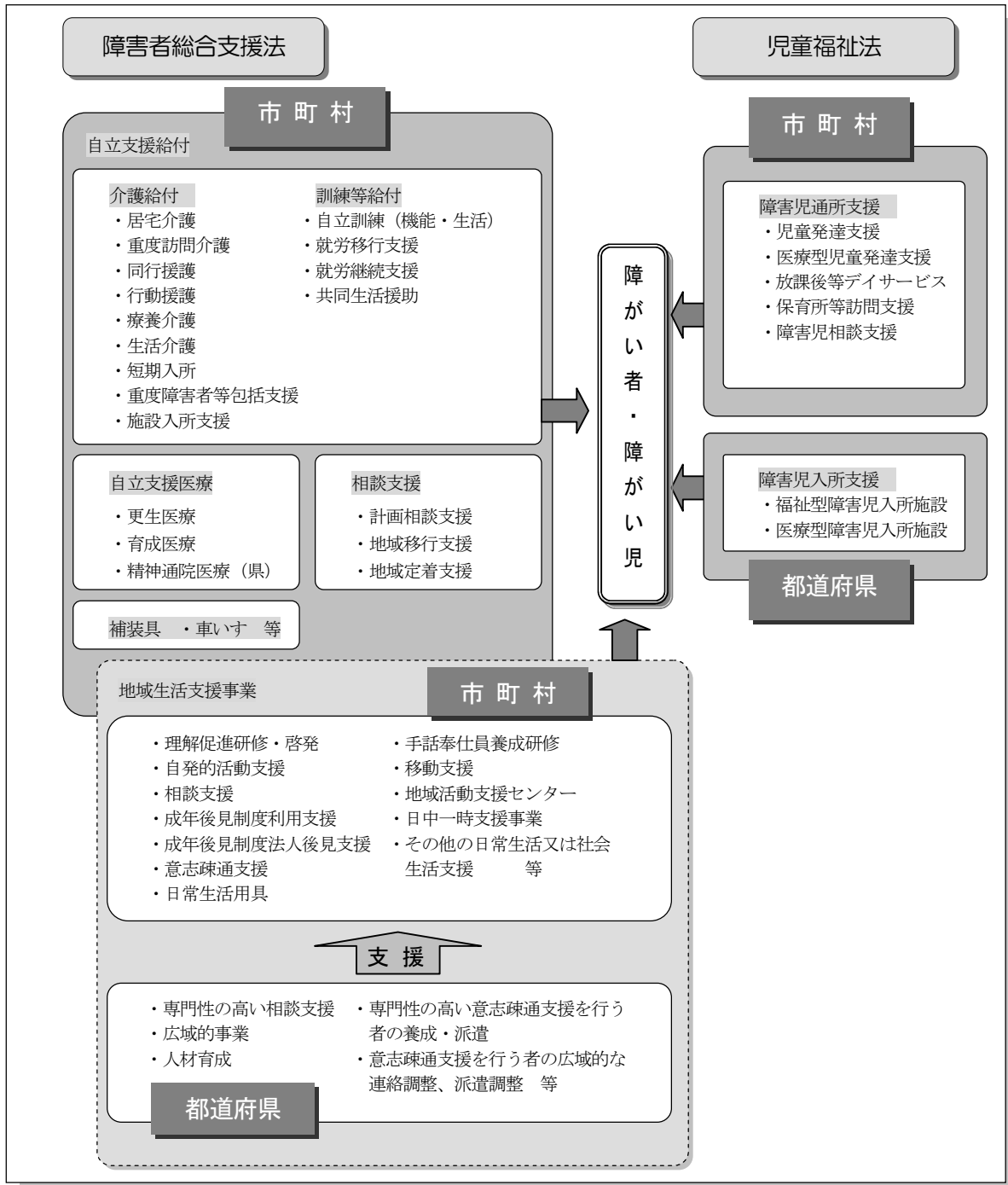
(単位：人)

年度 区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
身体障がい	2	5	5	4	4	4	3	10	3
知的障がい	10	6	18	13	9	29	29	19	17
精神障がい	8	8	16	5	11	15	19	22	17
重複障がい	0	4	3	2	2	0	0	2	3
発達障がい	2	4	0	0	1	1	4	4	0
合計	22	27	42	24	27	49	55	57	40

- ・宝塚市や近隣市の特別支援学校高等部卒業生の進路については、平成23年度140人の卒業生のうち、「施設」が88人、「就職」が40人、「進学」が11人、「在宅」が1人となっています。障がいのある人の「働きたい」という意欲の高まりにもかかわらず、依然として、「施設その他」が50%を超過しています(本文19ページ)。

■ 障害者総合支援法、児童福祉法のサービス体系

- ・ 障害者総合支援法の中核となる福祉サービスは、全国で同一サービス・同一料金で制度設計された介護給付、訓練等給付、自立支援医療及び補装具のサービスです。そのほか、地域生活支援事業は、市町村と都道府県が実施主体となり、地域の実情に応じて柔軟に実施する事業があります（本文 21、75 ページ）。
- ・ 児童福祉法による福祉サービスは、市町村が実施主体となる障害児通所支援と都道府県が実施主体となる障害児入所支援があります（本文 24 ページ）。



■ 平成 29 年度の成果目標の設定

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成 29 年度末における目標値の設定に当たっては、平成 25 年度（2013 年度）末時点の施設入所者数の 12 パーセント以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成 29 年度（2017 年度）末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4 パーセント以上削減することを基本としつつ、第 3 期計画で定めた平成 26 年度（2014 年度）までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成の割合を平成 29 年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値として、平成 29 年度（2017 年度）末までにグループホーム・一般住宅等に移行することとします（本文 30 ページ）。

● 福祉施設入所者の地域生活への移行に係る成果目標

項目	数値①	割合	国の考え方	第3期計画未達成分②	目標値①+②
現在の施設入所者数(a)	176人		平成 25 年度（2013 年度）末現在の全施設入所者数。		
目標値：地域生活移行者数(b)	-22人	12.5%	現在の全入所者のうち、施設入所からグループホーム・一般住宅等へ地域移行した者の数。割合= $(b)/(a) \times 100$ 、12%以上	-14人	-36人
目標値：削減見込み(c)	-8人	4.5%	平成 29 年度（2017 年度）末段階での削減見込数。割合= $(c)/(a) \times 100$ 、4%以上	-18人	-26人

(2) 福祉施設から一般就労³への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 24 年度（2012 年度）の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることを基本とする。就労移行支援事業の利用者数については、平成 29 年度末における利用者数が平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加することとします（本文 31 ページ）。

● 福祉施設利用者の一般就労への移行に係る成果目標

項目	目標値	国の考え方
現在の年間一般就労移行者数	5人	平成 24 年度（2012 年度）において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標値：平成 29 年度の年間一般就労移行者数	10人	平成 29 年度（2017 年度）において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

³ 一般就労とは、雇用契約に基づき、企業や事業所（就労継続支援（A型）を除く。）に雇用されることをいいます。これに対し、福祉的就労とは、障害者総合支援法による就労移行支援、就労継続支援などの就労支援のサービスを利用して働くことをいいます。

項目	目標値	国の考え方
現在の就労移行支援の利用者数	22人	平成25年度（2013年度）末において就労移行支援を利用する者の数
目標値：平成29年度末の就労移行支援利用者	43人 (1.95倍)	平成29年度（2017年度）末において就労移行支援を利用する者の数、1.6倍以上

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、平成29年度末までに少なくとも一つを整備します。地域移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受入対応体制の確保などの機能を集約した、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点を1か所整備するのか、または、1か所の地域生活支援拠点の整備ではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担うネットワーク型の体制整備を行うのか、について宝塚市自立支援協議会で方向性等を検討していくこととします（本文32ページ）。

● 第4期計画の地域生活支援拠点等の整備に係る成果目標

年度	実施事項
平成27年度	宝塚市自立支援協議会での検討
平成28年度	宝塚市自立支援協議会での検討、提言、市の決定
平成29年度	市内に拠点を1か所整備または面的な体制整備の構築

■ 障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込みとその確保のための方策

- ・第3期（平成24年度～平成26年度）の実績を参考とし、障がい者手帳所持者数、サービス利用者数、アンケート調査による障がいのある人のニーズ、地域移行者数、平均的な1人当たりの利用量などを勘案して、第4期の必要な量（時間・人数等）を見込みました（本文34ページ）。
- ・居宅介護等のサービス実績については、高齢社会の進展に伴う障がいの重度化や、世帯人数の減少に伴う家庭の介護機能の低下や市民意識の変化、国の制度見直しによる利用者負担の軽減化、相談支援の充実等の影響が想定されます（本文34ページ）。
- ・以下の第4期の障害福祉サービス等の確保に際しては、人材確保のための方策の検討、関係機関との連携、宝塚市自立支援協議会⁴、宝塚市障害者就業・生活支援センター等による就労支援、地域社会の障がいや障がいのある人への啓発・広報、権利擁護等の相談支援の強化等の支援策を講じていきます（本文65ページ）。

(1) 訪問系サービス

- ・訪問系サービスは、在宅で生活する障がいのある人に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護を行うサービスです。このサービスには、「居宅介護」「重

⁴ 宝塚市自立支援協議会は、障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関・団体、障がい者等及びその家族、福祉、医療、教育又は雇用などの関係者により構成され、平成21年（2009年）1月に設置されました。

度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」があります（本文 34 ページ）。

サービス	項目	第 3 期の必要な量の実績			第 4 期の必要な量の見込み		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問系サービス	利用者数	436.3人	457人	500人	518人	544人	570人
	利用量	20,160時間	22,877.3時間	24,326時間	27,350時間	29,860時間	32,510時間

※ 単位は、サービス提供時間・利用者数等の月当たりの数量を示します（以下同じ）。

(2) 日中活動系サービス

・日中活動系サービスは、主に昼間において、障がいのある人が一定の場所に通って利用する、介護、訓練などのサービスです。（本文 36 ページ）

サービス	項目	第 3 期の必要な量の実績			第 4 期の必要な量の見込み		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	利用者数	421人	431人	453人	470人	485人	500人
	利用量	8,080人日	8,264人日	8,700人日	9,000人日	9,300人日	9,600人日
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	2人	1人	1人	2人	2人	2人
	利用量	27人日	12人日	12人日	40人日	40人日	40人日
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	28人	21人	20人	18人	20人	24人
	利用量	480人日	360人日	340人日	310人日	340人日	410人日
就労移行支援	利用者数	14.4人	18.3人	31人	39人	41人	43人
	利用量	249人日	341人日	530人日	670人日	690人日	730人日
就労継続支援 (A型)	利用者数	47.8人	66.8人	74.2人	89人	104人	119人
	利用量	926.7人日	1,249.7人日	1,515人日	1,630人日	1,980人日	2,260人日
就労継続支援 (B型)	利用者数	113.3人	124.8人	127.8人	135人	143人	149人
	利用量	1,820.1人日	2,041.3人日	2,119.2人日	2,240人日	2,370人日	2,470人日
療養介護	利用者数	14人	13人	13人	14人	14人	14人
短期入所	利用者数	126.3人	143.5人	151.7人	157人	165人	173人
	利用量	802人日	921.7人日	963.3人日	1,000人日	1,050人日	1,100人日

※ 「人日」は、「人数×日数」の意味で、利用者数と、一人当たりの利用日数の積を意味します。1人で1日利用する量が「1人日」です。

(3) 居住系サービス

・居住系サービスは、主に、障がいのある人に居住の場を提供し、そこで一定の支援を提供します（本文 50 ページ）。

サービス	項目	第 3 期の必要な量の実績			第 4 期の必要な量の見込み		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	利用者数	109人	119人	133人	145人	161人	179人
施設入所支援	利用者数	177.7人	174.6人	173人	168人	163人	150人

※ 「共同生活援助」はグループホームとも言われ、少人数で共同生活を行うものです。

(4) 相談支援

- ・相談支援は、障がいのある人とサービスをつなげ、必要な情報を提供し、サービス提供事業所の調整をするなどの支援を行います（本文 54 ページ）。
- ・基幹相談支援センター⁵は、平成 29 年度（2017 年度）設置に向けて、あり方を検討していきます（本文 70 ページ）。

サービス	項目	第 3 期の必要な量の実績			第 4 期の必要な量の見込み		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	利用者数	12.7 人	89.7 人	112.9 人	120 人	125 人	130 人
地域移行支援	利用者数	2.3 人	1.1 人	1 人	8 人	8 人	8 人
地域定着支援	利用者数	0 人	0 人	0 人	2 人	12 人	14 人

(5) 児童福祉法に基づくサービス

- ・児童福祉法に基づき、障害児通所支援を行います。「児童発達支援」は、身近な地域の障がい児支援の専門施設・専門事業として、日常生活上の基本的な動作の指導・知識技能の付与、集団生活への適応訓練などのサービスを提供し、「放課後等デイサービス」は、学校通学中の障がい児に対し、放課後や夏休み中の長期休業中に生活能力の向上のための訓練等を提供します（本文 58 ページ）。

サービス	項目	第 3 期の必要な量の実績			第 4 期の必要な量の見込み		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	利用者数	121.9 人	157.4 人	200 人	230 人	260 人	290 人
	利用量	1,136 人日	1,201 人日	1,508 人日	1,840 人日	2,080 人日	2,320 人日
医療型児童発達支援	利用者数	33 人	32.7 人	33 人	33 人	33 人	33 人
	利用量	232.8 人日	254.2 人日	261.2 人日	300 人日	300 人日	300 人日
放課後等デイサービス	利用者数	68.4 人	150.1 人	230 人	310 人	390 人	470 人
	利用量	358.7 人日	1,133.9 人日	1,900 人日	2,600 人日	3,300 人日	4,000 人日
保育所等訪問支援	利用者数	0 人	1.2 人	6.5 人	13 人	13 人	13 人
	利用量	0 人日	1.2 人日	6.5 人日	13 人日	13 人日	13 人日
障害児相談支援	利用者数	0 人	33.8 人	68.3 人	69 人	78 人	85 人

■ 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項

- ・市町村地域生活支援事業は、全国で同一サービス・同一料金で制度設計された居宅介護などのサービスとは異なり、実施主体である市町村が、地域の実情に応じて、柔軟に実施していく事業です（本文 74 ページ）。

⁵ 基幹相談支援センターでは、地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取り組み等を行います。

- ・対象事業のうち、「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「成年後見制度法人後見支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「手話奉仕員養成研修事業」、「移動支援事業」及び「地域活動支援センター機能強化事業」は、市町村が必ず実施しなければならない事業（必須事業）です（本文74ページ）。

● 主な事業に係る数値目標・実績

事業名	単位	第3期の必要な量の実績			第4期の必要な量の見込み			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	—	—	—	有	有	有	
自発的活動支援事業		—	—	—	有	有	有	
相談支援事業	箇所数	/	/	/	/	/	/	
①相談支援事業								
障がい者相談支援事業		4か所	3か所	3か所	3か所	4か所	4か所	
基幹相談支援センター		設置の有無	無	無	無	無	無	有
②相談支援機能強化事業		3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	
③住宅入居等支援事業		3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	
成年後見制度利用支援事業	実利用見込者数	2人	1人	1人	20人	20人	20人	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	—	—	—	無	有	有	
意志疎通支援事業	実利用見込件数	/	/	/	/	/	/	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業		167人	173人	190人	1,680件	1,764件	1,852件	
手話通訳者設置事業	実設置見込数	—	—	—	2人	2人	2人	
日常生活用具給付等事業	給付等見込件数	/	/	/	/	/	/	
①介護・訓練支援用具		19件	16件	19件	20件	20件	20件	
②自立生活支援用具		44件	43件	43件	60件	60件	60件	
③在宅療養等支援用具		51件	50件	49件	70件	70件	70件	
④情報・意思疎通支援用具		42件	27件	39件	40件	40件	40件	
⑤排泄管理支援用具		3,992件	3,382件	3,660件	4,000件	4,000件	4,000件	
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	9件	9件	18件	10件	10件	10件		
手話奉仕員養成研修事業	利用見込者数	71人	71人	66人	30人	30人	30人	
移動支援事業	実施見込箇所数	53か所	61か所	69か所	75か所	80か所	85か所	
	実利用見込者数	275.8人	316.3人	330人	350人	370人	400人	
	延べ利用見込時間数	70,485時間	87,376時間	90,000時間	95,300時間	100,800時間	109,000時間	
地域活動支援センター事業		/	/	/	/	/	/	
①基礎的事業	実施見込箇所数	14か所	18か所	20か所	20か所	21か所	22か所	
	実利用見込者数	129人	177人	180人	190人	200人	210人	
②機能強化事業	実施見込箇所数	14か所	18か所	20か所	20か所	21か所	22か所	
訪問入浴サービス事業	利用見込回数	115回	131回	246回	312回	312回	312回	
更生訓練費給付事業	利用見込件数	407件	314件	250件	300件	300件	300件	

知的障がい者職親委託制度 事業	利用見 込者数	0人	0人	0人	1人	1人	1人
生活訓練等事業	利用見込者数	7人	13人	8人	10人	10人	10人
日中一時支援事業	実施見込箇所数	12か所	11か所	12か所	13か所	14か所	15か所
生活サポート事業	利用見込者数	0人	0人	0人	1人	1人	1人
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	実施見込箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
要約筆記者養成事業	利用見込者数	12人	20人	23人	25人	25人	25人
障がい者自動車運転免許取 得・改造助成事業	利用見 込者数	11人	6人	10人	10人	10人	10人

※ 意思疎通支援事業は平成25年度（2013年度）からの事業名称であり、平成24年度（2012年度）の事業名称はコミュニケーション支援事業です。なお、この事業の単位は、国の基本指針の変更に伴い、第3期では「実利用見込者数」、第4期では「実利用見込件数」となっています。